



2022年6月17日

各 位

会社名 文化シャッター株式会社
代表者名 代表取締役社長 小倉 博之
(コード番号 5930 東証プライム)
問合せ先 C S R 統括部長 森 淳
(TEL 03-5844-7330)

損害賠償請求訴訟の判決（第一審）に関するお知らせ

当社は、販売管理システムの開発委託先である日本アイ・ビー・エム株式会社に対し、当該開発を頓挫させたとして2017年11月27日に損害賠償請求訴訟を提起し東京地裁にて係争中でしたが、本日、東京地方裁判所より判決の言渡しを受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

東京地方裁判所 2022年6月17日

2. 訴訟の経緯

当社は2015年3月より日本アイ・ビー・エム株式会社「新販売管理システム」の構築を委託し、システム開発プロジェクトを開始しておりましたが、本件プロジェクトの中止により当社に多額の損害が生じる結果となりました。

当社は日本アイ・ビー・エム株式会社の上記行為が、債務不履行及び不法行為により会社に不測の損害を与えたものであると判断し、2017年11月27日、東京地方裁判所に対し、当社が被った損害である27億4475万5157円及びこれに対する訴状送達日の翌日から支払済みまで年6分の割合による金員の支払いを求める損害賠償請求訴訟の提起をいたしました。

また、日本アイ・ビー・エム株式会社は当社に対し、追加作業に伴う費用等の支払いを求め、反訴を提起しております。当社としては契約が履行されていない以上、支払義務はない旨を主張してまいりました。

これに対して、本日、東京地方裁判所より、下記3.記載の内容の判決の言渡しを受けました。

3. 判決の内容

- (1) 被告（日本アイ・ビー・エム株式会社）は、原告（当社）に対し、19億8331万6016円及びこれに対する2017年12月9日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- (2) 原告（当社）のその余の本訴請求及び被告（日本アイ・ビー・エム株式会社）の反訴請求をいずれも棄却する。
- (3) 訴訟費用は、本訴反訴を通じてこれを4分し、このうち1を原告（当社）の負担とし、その余を被告（日本アイ・ビー・エム株式会社）の負担とする。
- (4) この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

4. 今後の見通し

当社の業績に及ぼす影響については、今後の訴訟動向を踏まえ、最終的に確定したのちに速やかに開示します。なお、当社は判決の内容を踏まえた上で、今後の対応を検討してまいります。

以 上